

門真市ものづくり企業若者人材確保支援事業 参加企業募集要項

1. 目的

門真市（以下「本市」という。）が実施する「門真市ものづくり企業若者人材確保支援事業」への参加企業を募集するものです。

なお、この募集要項における「ものづくり企業」とは、製造業（日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）において大分類 E 一製造業に分類される事業をいう。）に含まれる事業を営む会社及び個人とします。

2. 事業の概要

本事業は、学生をはじめ若い世代に対し、市内ものづくり企業に対する関心を醸成し、求人票等ではわからない事業内容や職場環境についての理解を含めていただくことで、市内ものづくり企業への就職を目指してもらえるよう、企業の魅力発信及び人材確保を支援する施策として、次の事業を実施するものです。

- ① ものづくり企業訪問バスツアー
- ② インターンシップ
- ③ ものづくり企業就職フェア

各事業の詳細は、別紙 1 「事業概要」をご参照ください。

3. 募集概要

(1) 募集企業数

- ① ものづくり企業訪問バスツアー：12 社
- ② インターンシップ：12 社
- ③ ものづくり企業就職フェア：14 社

※①～③の内、一部の事業のみの参加も可能です。

(2) 参加費用

無料（ただし、配付資料の印刷代や見学用の資材等の事業実施に係る諸費用については、各社負担となります。）

(3) 応募要件

- ① 市内に事業所又は工場等を有する「ものづくり企業」であること
- ② 本事業の趣旨を理解し、若者人材の確保・育成に意欲的であること
- ③ 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成 18 年 12 月 6 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること
- ④ 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成 24 年 6 月 1 日施行）に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること
- ⑦ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む））、門真市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、入湯税及び市たばこ税）を含む地方税に未納の税額がないこと

(4) 応募方法

参加をご希望される場合は、別紙 2「参加申込書」に必要事項を記載し、門真市市民文化部産業振興課（sim01@city.kadoma.osaka.jp）宛てにメールにてお申込みください。

(5) 募集期間

令和 8 年 9 月 16 日（水）午前 9 時から令和 8 年 10 月 2 日（金）午後 5 時まで
※ 原則として受付先着順とし、定員に達し次第受付終了します。

(6) 結果通知

10 月上旬を目途に、参加申込書に記載のメールアドレス宛てに結果をお知らせします。

4. 参加企業の選定等

(1) 参加企業の決定方法

応募要件を満たした企業から、原則として先着順により決定します。

また、③ものづくり企業就職フェアについては、事業内容の詳細決定に伴い、参加申込いただいた企業に対して、追加の調整や条件確認を行わせていただく場合があります。

(2) 失格及び参加決定の取消し

次のいずれかの項目に該当する場合は失格とし、既に参加の決定を通知した場合も、決定を取り消すものとします。

- ① 参加申込書の記入事項に虚偽の記載がある又は虚偽の記載があったことが判明した場合
- ② 応募要件を満たしていないことが判明した場合

(3) 免責事項

次のいずれかの事由において、申込企業・参加企業に損害が発生する場合においても、本市及び本事業の委託事業者は、当該損害に係る一切の補償・補填・賠償の責を負いません。

- ① 落選又は参加企業の決定の取消しとなった場合
- ② 本事業の実施の変更又は中止を行う場合

(4) その他

- ① 提出された個人情報及び企業情報は、本事業の目的以外には使用しません。
- ② 事業実施中の写真や企業名等は、本市の広報紙、ホームページ等で公開する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5. 申込・問合せ先

門真市市民文化部産業振興課

メール：sim01@city.kadoma.osaka.jp

電話：06-6902-5966（直通）

担当：吉村・川端